

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑦)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策7: 選挙制度等の適切な運用				担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 照井 光孝
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。						分野【政策体系上の位置付け】	選挙制度等
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	最終アウトカム: 民主政治の健全な発達 中間アウトカム: 日本国憲法の精神に則り、選挙制度を確立し、その選挙が公明且つ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。						政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値)	目標(値)		年度ごとの実績(値) <sup>(※2)</sup>		測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度	目標年度	28年度	29年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	① 有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図る	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討及び実施<アウトプット指標>	学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」にて①在外選挙人名簿登録の利便性向上、②選挙人名簿の閲覧制度、③ICTを活用した将来の投票環境向上の可能性を柱に各方策の検討を実施	27年度	29年度	平成27年度に取りまとめた研究会中間報告を踏まえて、実施可能なものから制度改革を実施するとともに、研究会の最終報告を取りまとめる 平成28年9月に報告を取りまとめた。 中間報告や報告を踏まえ、平成28年7月の参院選に向けて、共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力化などの公選法改正を行った。その後、在外選挙人名簿の登録制度の見直しや国民審査の期日前投票期間の見直しをはじめ、不在者投票の投票用紙等の改正を行った。	平成28年度に取りまとめ予定の研究会最終報告等を踏まえて、実施可能なものから、制度改革を実施 -	投票率が低下傾向にある中、現在の地方公共団体におけるICT化の進展や関連制度・機器の整備状況等を踏まえて、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、国政選挙・地方選挙における投票率の向上に努めていく必要があることから、指標として設定。
	2 選挙制度の確立に寄与することを目的とした調査研究の実施	選挙制度に関する調査研究<アウトプット指標>	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	27年度	29年度	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 -	選挙制度や適正な選挙手続へ関心の高まり等の事情を踏まえて、選挙の管理執行等から明らかとなった問題に対応した調査研究を指標として設定。
公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること	3 主権者教育の推進のため、常時啓発事業の実施等	常時啓発事業の実施等<アウトプット指標>	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施。	27年度	29年度	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施。 ・高校生向け副教材:生徒用約130万部、教師用約1万2千部 ・出前授業:実施選管552団体、実施高校936校(いずれも平成28年7月10日までの実施数) ・若者啓発イベントを開催。参加者:約200人 ・モデル事業:6件実施 ・研修事業:21件実施 ・成人用参加型学習教材を作成	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施。 -	いずれの選挙においても投票率が低下傾向にあり、特に若者の投票率が著しく低い中、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、選挙が公明かつ適正に行われるよう、新たに投票の権利を得る若者を含め、選挙人の政治意識の向上を図っていくことが重要であることから、主権者教育の推進等も考慮し、常時啓発事業の実施等を指標として設定。  ※主権者教育とは、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」、「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組を進めることなどにより、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育てるもの。

<p>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること</p>	<p>制度内容の周知啓発による環境整備</p>	<p>4</p>	<p>制度の認知度 &lt;アウトカム指標&gt;</p>	<p>制度の認知度:約65%(第18回統一地方選意識調査報告書(平成28年2月現在)による)</p>	<p>27年度</p>	<p>制度の認知度:80%以上</p>	<p>29年度</p>	<p>制度の認知度:80%以上</p>	<p>・高校生向け副教材の中で解説ページを設け、新1年生に配布した。 ・制度の認知度:83.6%(第24回参議院議員通常選挙全国意識調査(平成29年3月)による)</p>	<p>—</p>	<p>国民投票権年齢を18歳に引き下げる等を内容とする憲法改正国民投票法改正法が平成26年6月20日に公布・施行され、施行後4年以降は投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、制度内容を有権者、選挙管理委員会等へ周知啓発を行う必要があるため、指標として設定。</p>
<p>政治資金の透明性を確保すること</p>	<p>可能な限り多くの政治団体の収支報告書が提出され、その内容が公開されること</p>	<p>5</p>	<p>総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率) &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>政党本部:100% 政党支部:98.9% 政治資金団体:100% 【平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>29年度</p>	<p>政党、政治資金団体について、提出率100%</p>	<p>政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100% 【平成27年分収支報告】</p>	<p>—</p>	<p>政治資金の収支については、それぞれの政治団体の収支報告書の公開を通じて国民の監視の下に置かれており、その是非など収支報告書の内容に対する判断は、国民に委ねられているものであり、収支報告書の提出率が高まることは、政治資金の透明性確保につながることから、指標として設定。</p>
				<p>国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率:95.1% 【平成24年分～平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>29年度</p>	<p>国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率:94.6% 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>	<p>国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>—</p>	
				<p>政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:88.4% 【平成24年分～平成26年分収支報告】</p>	<p>27年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>29年度</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>	<p>政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分～平成28年分収支報告】</p>	<p>—</p>	
				<p>政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:88.8% 【平成25年分～平成27年分収支報告】</p>							

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) ※3			関連する 指標 ※4	達成手段の概要等	平成29年度行政事業 レビュー事業番号
		27年度	28年度	29年度			
(1)	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。)	52百万円 (28百万円)	54百万円 (39百万円)	45百万円	1.2.5	<p>国外に居住する選挙人について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、事務の適正な処理に関する情報を提供するために必要となる統計をまとめる。選挙の公正を確保しつつ、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図るための具体的方策について検討するため、研究会を開催する。政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供する。また、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 ・代替指標/在外選挙人名簿登録者数&lt;参考指標&gt; ・在外選挙人名簿登録者数</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 選挙制度等の整備に必要な経費を措置することにより、研究会等を開催するとともに、必要な技術的助言等を行うことで、都道府県又は市町村選挙管理委員会にて適切に選挙事務が行われ、公職選挙法等の趣旨に則った選挙制度が確立することに寄与する。</p>	0025
(2)	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費(昭和32年度)	521百万円 (444百万円)	134百万円 (92百万円)	134百万円	3.4	<p>(1)高校生向け副教材の作成(2)選挙権年齢引下げの周知啓発(3)選挙啓発研修会開催(4)参加型学習教材作成</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 参加者数の前年度比増 ・代替指標/研修会(3種類)への参加者数:1,243人(平成29年度) 参加者数の前年度比増 ・代替指標/啓発イベントへの参加者数:235人(平成29年度) 高校生向け副教材の作成 ・代替指標/副教材の作成部数:130万部(平成29年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 研修会(3種類)の1種類ごと開催数:16回 若者フォーラムの開催数:1回 高校生向け副教材の配布学校数:6,739校</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参加・実践等を通じた政治意識向上の事業を実施することにより、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることで、有権者の投票参加を促すとともに、公正かつ厳正な選挙執行の実現に寄与する。</p>	0026
(3)	中山間地等における投票機会確保のための普及実践事業(平成28年度)	—	14百万円 (8百万円)	—	1	<p>選挙人の投票機会の確保や利便性の向上を図るために、中山間地域等における投票所までの巡回バス等の運行や無料乗車券の発行、自動車等を期日前投票所として利用するなどの移動支援の取組、また、これらの取組と共通投票所の設置や期日前投票時間の弾力化等の投票環境向上のための取組を併せて行うなど、全国の選挙管理委員会が行った事例について調査研究を行い、導入経緯や手法、実施にあたっての課題等について、分析・整理し、報告書としてまとめる。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 新たに投票環境整備の取組を行う団体数:260(平成31年度)</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 優良取組事例をまとめた報告書作成:1回</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 中山間地等における投票機会確保のための普及実践事業を実施することで、中山間地域等での課題等を分析・整理し、それらを全国の選挙管理委員会の投票に活かすことで、同地域における投票を円滑に行うことができ、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	0027
(4)	参議院議員通常選挙に必要な経費(平成28年度)	—	53,462百万円 (52,837百万円)	—	—	<p>平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、交通事業者等関係する事業者に交付するもの。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施 ・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度)</p> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 参議院議員通常選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法の趣旨に則った公明且つ適正な選挙執行がされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。</p>	0028

(5)	北海道第5区及び京都府第3区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費(予備費)(平成28年度)	—	422百万円 (395百万円)	—	—	平成28年4月24日執行の北海道第5区及び京都府第3区選出の衆議院議員の補欠選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、交通事業者等関係する事業者に交付するもの。  【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 北海道第5区及び京都府第3区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法の趣旨に則った公明且つ適正な選挙執行がされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。	0029
(6)	福岡県第6区選出及び東京都第10区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費(予備費)(平成28年度)	—	357百万円 (346百万円)	—	—	平成28年10月23日執行の福岡県第6区及び東京都第10区選出の衆議院議員の補欠選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに当該選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、交通事業者等関係する事業者に交付するもの。  【成果指標(アウトカム)】 公正な国政選挙の確実な実施・代替指標/実施した選挙の数:2(平成28年度) 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 福岡県第6区及び東京都第10区選出の衆議院議員の補欠選挙に必要な経費を支出することにより、公職選挙法の趣旨に則った公明且つ適正な選挙執行がされることで、民主政治の健全な発達に寄与する。	0030
(7)	マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業(平成29年度)	—	—	23百万円	1	更なる有権者の利便性向上のため、選挙の公正を確保することを前提として、選挙事務においてマイナンバー制度を活用することができれば、有権者及び選挙事務を行う選挙管理委員会の双方にとってメリットをもたらすものであると考えられるため、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行う。また、参議院選挙区選挙において手話通訳を付すために必要な政見放送における手話が可能な手話通訳士を十分に確保するため、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催する。  【成果指標(アウトカム)】 新たにマイナンバー制度等を活用した選挙事務を行う団体数:150人(平成31年度) 政見放送手話通訳士研修会の履修者数:100人(平成29年度) 【活動指標(アウトプット)】 調査研究結果報告書の作成:1回 政見放送手話通訳士研修会の開催件数:4回 【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 マイナンバーカードの選挙事務への活用等に関する調査研究事業・政見放送手話通訳士研修会の事務委託事業により、今後のマイナンバー制度の利用範囲の拡大にあわせて、マイナンバーカード及びマイナンバーカードを活用した選挙事務の実施可能性について調査研究を行うとともに、研修履修者数の少ない地方都市等の手話通訳士を主な対象として全国各地の主要都市において「政見放送手話通訳士研修会」を開催し、手話通訳士を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与する。	新29-0003
(8)	公職選挙法(昭和25年)	—	—	—	1~3	日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期する。	
(9)	日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年)	—	—	—	4	日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正について、国民の承認に係る投票に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行う。	
(10)	政治資金規正法(昭和23年)	—	—	—	5	議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体の届出、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与する。	
政策の予算額・執行額		2,162百万円 (1,643百万円)	54,459百万円 (53,738百万円)	201百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		関係部分(抜粋)
						施政方針演説等の名称	年月日
						—	—
							—

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。